

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年6月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500021号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500006号

第1 結論

昭和54年4月から平成14年3月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月から平成14年3月まで

昭和51年7月にA市役所にて付加保険料を納付する申出を行い、同保険料の納付を開始した。付加保険料の納付辞退の申出は行っていないのに請求期間に係る付加保険料の納付記録がなく、請求期間後に付加保険料の納付が再開されたのは納得できない。請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和51年7月にA市役所にて付加保険料を納付する申出を行い、請求期間中においても納付書で同保険料を納付していたと主張しているが、請求者に係る国民年金被保険者台帳の記録により、昭和54年4月から同台帳の記録がオンライン化される前の昭和59年3月までの期間に請求者が納付した国民年金保険料は、付加保険料を含まない定額保険料であったことが認められる。

なお、請求者は付加保険料の納付辞退の申出を行っていないと主張しているが、A市は請求期間に係る付加保険料の納付辞退の有無を確認できる関連資料は保存していないとしていることから、これを確認することはできない。

また、請求期間は276か月と長期間であり、A市及びB社会保険事務所(当時)においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、請求者が請求期間に係る付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る付加保険料を納付していたものと認めることはできない。